

# 令和6年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会 次第

日時:令和6年(2024年)11月19日(火)

午後3時から午後5時まで

場所:小田原市役所3階 議会全員協議会室

## 1 協議事項

(1) 小田原市生活交通ネットワーク協議会規約の一部改正について【資料1】

## 2 報告事項

(1) 作業部会における施策の検討状況について【資料2】

(2) 令和6年度の事業進捗について【資料3】

## 3 その他

### 卓上配付資料

- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1-1】小田原市生活交通ネットワーク協議会規約の一部改正について
- ・【資料1-2】小田原市生活交通ネットワーク協議会規約 新旧対象表
- ・【資料2】 作業部会における施策の検討まとめ
- ・【資料3】 おだタク・おだチケ実証事業について
- ・小田原市地域公共交通計画

令和6年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会 出席者名簿

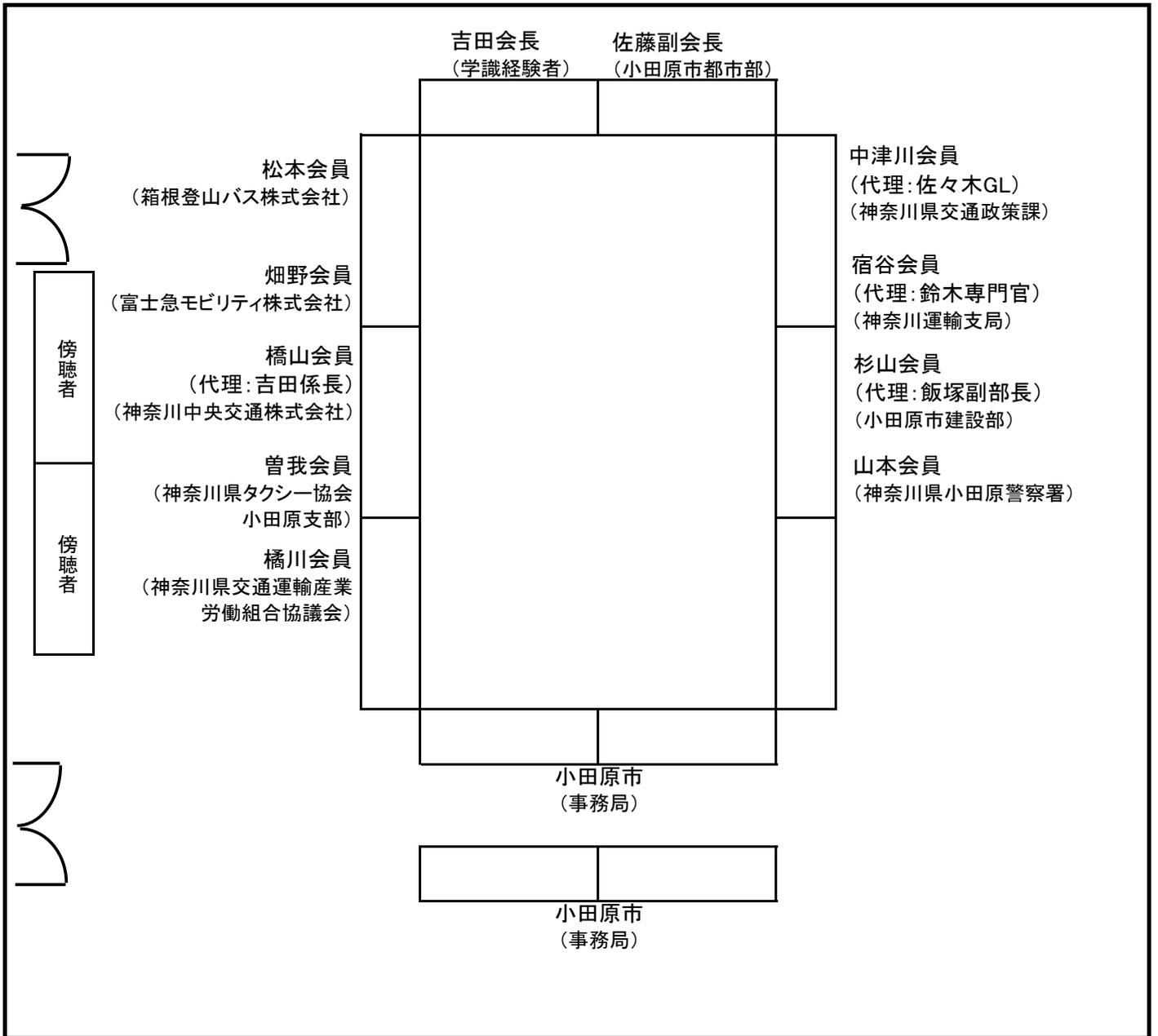
区分	会 員		出 欠	備 考	
	職 名	氏 名			
バス事業者	箱根登山バス株式会社	運輸部付課長	松本 峰雄	出 席	
	伊豆箱根バス株式会社	小田原営業所長	渡邊 淳也	欠 席	
	富士急モビリティ株式会社	湘南営業所長	畑野 政信	出 席	
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部 課長	橋山 英人	代 理 (吉田 敦彦)	
タクシー事業者	神奈川県タクシー協会 小田原支部	監事	曾我 良成	出 席	
運転者が組織する団体	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会	委員	橘川 直広	出 席	
利用者・市民代表等	小田原市自治会総連合	曾我地区自治会連合会長	新鹿 勲	欠 席	
	小田原市自治会総連合	片浦地区自治会連合会長	青木 功	欠 席	
	小田原箱根商工会議所	経営支援部 経営支援三課 課長	内田 信也	欠 席	幹 事
学識経験者	福島大学	教授	吉田 樹	出 席	会 長
交通管理者	神奈川県小田原警察署	交通第一課長	山本 真之	出 席	
道路管理者	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所	交通対策課長	嶋原 謙二	欠 席	
	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター	工務担当部長	坂口 勝利	欠 席	
	小田原市	建設部長	杉山 忠嘉	代 理 (飯塚 敬司)	
交通政策所管	国土交通省関東運輸局 神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	宿谷 幸利	代 理 (鈴木 恒成)	
	神奈川県	県土整備局都市部 交通政策課 副課長	中津川 宗尉	代 理 (佐々木 良明)	幹 事
	小田原市	都市部長	佐藤 正和	出 席	副会長

区分	職 名	氏 名	備 考
事務局	副部長 (地域交通課長事務取扱)	金子 明弘	事務局長
	地域交通課係長	倉本 敦行	
	地域交通課主査	泉 遼佑	
	地域交通課主査	曾我 政王	
	地域交通課主任	土谷 海斗	
	地域交通課主事	葛西 隼太郎	

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会

※任期：2年（令和5年(2023年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日）

令和6年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会 座席表



小田原市生活交通ネットワーク協議会規約の一部改正について（運賃協議部会の設置）

道路運送法の改正により、令和5年10月1日以降に運賃等の協議を調える場合は、地域公共交通会議等ではなく、同法第9条第4項に規定する協議会で実施することとなったことから、協議会規約の一部改正を行うもの。

今後、運賃等の協議にあたっては、協議会会員のうち、市、運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者、神奈川運輸支局、市民又は利用者の代表者で構成する運賃協議部会にて協議し、協議会に結果を報告するものとする。

これまで運賃等については、市生活交通NW協議会にて協議するものと規定していた

【旧】道路運送法 第9条第4項（概要）

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

【旧】道路運送法施行規則 第9条の2（概要）

法第9条第4項の協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。



運賃を協議するための協議会を別に設ける必要がある

【新】道路運送法 第9条第4項（概要）

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 1 市町村又は都道府県
- 2 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者※
- 3 地方運輸局長
- 4 市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

※運賃等を定めようとする事業者が複数ある場合、1事業者ずつ協議を行う

また、協議の前に公聴会の開催等により住民等の意見を確認する

【新】道路運送法 第9条第5項（概要）

市町村又は都道府県は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

## 小田原市生活交通ネットワーク協議会規約（案）

（目的）

**第1条** 小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

（協議事項）

**第2条** 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等に定められた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び料金、運賃等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

**第3条** 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 神奈川県小田原警察署
- (7) 道路管理者
- (8) 関東運輸局神奈川運輸支局
- (9) 神奈川県
- (10) 小田原市

(11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

- 2 会員の任期は、2年とする。ただし、会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会員は、再任されることができる。

(役員)

**第4条** 協議会に、会長1人、副会長1人及び監事2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、会員となるべき者の中から、これを選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

**第6条** 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

(作業部会)

**第7条** 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じて協議会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議部会)

**第8条** 地域の実情に応じた適切な運賃、料金等に関する事項について協議するため、運賃協議部会を置くことができる。

2 運賃協議部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 小田原市

(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 関東運輸局神奈川運輸支局

(4) 市民又は利用者の代表者

3 運賃協議部に部会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

4 運賃協議部会で協議が調った事項について、部会長は、協議会に報告する。

5 運賃協議部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。

(事務局)

**第9条** 協議会の事務を処理するため、小田原市の都市交通関係所管に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、小田原市の都市交通関係所管課長及び職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

**第10条** 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

**第11条** 協議会の出納監査は、監事が行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

3 監査に関し必要な事項は、小田原市において定められている取扱いの例による。

(財務に関する事項)

**第12条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

**第13条** 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

**第14条** この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

#### **附 則**

- 1 この規約は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定に関わらず、この規約の施行後、初めて開催される会議については、小田原市長が招集する。

#### **附 則（平成24年1月1日）**

この規約は、平成24年1月1日から施行する。

#### **附 則（平成25年3月31日）**

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

#### **附 則（平成28年3月31日）**

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

#### **附 則（令和4年5月1日）**

この規約は、令和4年5月1日から施行する。

#### **附 則（令和6年3月28日）**

この規約は、令和6年3月28日から施行する。

#### **附 則（令和6年11月19日）**

この規約は、令和6年11月19日から施行する。

# 小田原市生活交通ネットワーク協議会規約 新旧対照表

資料1-2

改正後	改正前
<p>小田原市生活交通ネットワーク協議会規約（案）</p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> 小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p><b>第2条</b> 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等の作成及び変更に関する事項</li> <li>(2) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等の実施に係る連絡調整に関する事項</li> <li>(3) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等に定められた事業の実施に関する事項</li> <li>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</li> </ol> <p>（組織）</p> <p><b>第3条</b> 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者</li> <li>(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者</li> <li>(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</li> <li>(4) 市民又は利用者の代表者</li> <li>(5) 学識経験者</li> <li>(6) 神奈川県小田原警察署</li> <li>(7) 道路管理者</li> <li>(8) 関東運輸局神奈川運輸支局</li> <li>(9) 神奈川県</li> <li>(10) 小田原市</li> <li>(11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会員の任期は、2年とする。ただし、会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。</li> <li>3 会員は、再任されることができる。</li> </ol> <p>（役員）</p> <p><b>第4条</b> 協議会に、会長1人、副会長1人及び監事2人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、会員となるべき者の中から、これを選任する。</li> <li>3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。</li> <li>4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。</li> <li>5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。</li> </ol> <p>（会議）</p>	<p>小田原市生活交通ネットワーク協議会規約</p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> 小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p><b>第2条</b> 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等の作成及び変更に関する事項</li> <li>(2) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等の実施に係る連絡調整に関する事項</li> <li>(3) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等に定められた事業の実施に関する事項</li> <li>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び料金、運賃等に関する事項</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</li> </ol> <p>（組織）</p> <p><b>第3条</b> 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者</li> <li>(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者</li> <li>(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</li> <li>(4) 市民又は利用者の代表者</li> <li>(5) 学識経験者</li> <li>(6) 神奈川県小田原警察署</li> <li>(7) 道路管理者</li> <li>(8) 関東運輸局神奈川運輸支局</li> <li>(9) 神奈川県</li> <li>(10) 小田原市</li> <li>(11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会員の任期は、2年とする。ただし、会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。</li> <li>3 会員は、再任されることができる。</li> </ol> <p>（役員）</p> <p><b>第4条</b> 協議会に、会長1人、副会長1人及び監事2人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、会員となるべき者の中から、これを選任する。</li> <li>3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。</li> <li>4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。</li> <li>5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。</li> </ol> <p>（会議）</p>

**第5条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の取扱い）

**第6条** 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

（作業部会）

**第7条** 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（運賃協議部会）

**第8条** 地域の实情に応じた適切な運賃、料金等に関する事項について協議するため、運賃協議部会を置くことができる。

2 運賃協議部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 小田原市

(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 関東運輸局神奈川運輸支局

(4) 市民又は利用者の代表者

3 運賃協議部会に部会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

4 運賃協議部会で協議が調った事項について、部会長は、協議会に報告する。

5 運賃協議部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。

（事務局）

**第9条** 協議会の事務を処理するため、小田原市の都市交通関係所管に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、小田原市の都市交通関係所管課長及び職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

**第10条** 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

（監査）

**第11条** 協議会の出納監査は、監事が行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

3 監査に関し必要な事項は、小田原市において定められている取扱いの例による。

（財務に関する事項）

**第12条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

**第5条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の取扱い）

**第6条** 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

（作業部会）

**第7条** 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（新設）

（事務局）

**第8条** 協議会の事務を処理するため、小田原市の都市交通関係所管に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、小田原市の都市交通関係所管課長及び職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

**第9条** 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

（監査）

**第10条** 協議会の出納監査は、監事が行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

3 監査に関し必要な事項は、小田原市において定められている取扱いの例による。

（財務に関する事項）

**第11条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

**第13条** 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

**第14条** この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

1 この規約は、平成24年1月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定に関わらず、この規約の施行後、初めて開催される会議については、小田原市長が招集する。

**附 則（平成24年1月1日）**

この規約は、平成24年1月1日から施行する。

**附 則（平成25年3月31日）**

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成28年3月31日）**

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（令和4年5月1日）**

この規約は、令和4年5月1日から施行する。

**附 則（令和6年3月28日）**

この規約は、令和6年3月28日から施行する。

**附 則（令和6年11月19日）**

この規約は、令和6年11月19日から施行する。

**第12条** 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

**第13条** この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

1 この規約は、平成24年1月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定に関わらず、この規約の施行後、初めて開催される会議については、小田原市長が招集する。

**附 則（平成24年1月1日）**

この規約は、平成24年1月1日から施行する。

**附 則（平成25年3月31日）**

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成28年3月31日）**

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（令和4年5月1日）**

この規約は、令和4年5月1日から施行する。

**附 則（令和6年3月28日）**

この規約は、令和6年3月28日から施行する。

## 作業部会における施策の検討まとめ

事業		施策No.	施策	主な内容、具体的な取組など	
既存の公共交通の維持・向上	運転士の確保に向けた対策	No.6	運転士募集に関する周知活動	合同バス運転体験会・会社説明会の実施	
				ハローワーク小田原との連携	
				市消防退職者向けの周知	
	公共交通の利用促進	No.8	ラッピングバス	随時導入	
乗継環境等の改善及び情報案内の充実	交通結節点等の環境改善	No.17	待合環境の改善	バス停留所安全性確保対策の実施	
				改善の検討、関係者等との調整 ※具体の意見があった箇所は右記	緑町(箱根行き方面)
					郵便局前(箱根行き方面)
					市民会館前(箱根行き方面)
					市役所前バス停(小田原駅行き方面)
					飯泉観音前(小田原方面)
					成田郵便局前(小田原方面)
					ロイヤルマナーフォートベルジュール(新松田方面)
					押切(二宮駅南口方面)
					橘中学校入口(中井町役場方面)
	No.18	路線バスの走行環境の改善(渋滞解消や危険箇所の安全対策)	改善の検討、関係者等との調整 ※具体の意見があった箇所は右記		
			渋滞箇所・3 国道1号(浜町～山王区間)		
			渋滞箇所・5 県道711号(小田原松田)		
			渋滞箇所・9 市道0059(打越跨線橋入口交差点～ダイナシティ)		
渋滞箇所・11 国道1号(国府津駅～親木橋～小八幡境)					
渋滞箇所・14 国道1号(山西交差点～押切橋交差点)					
渋滞箇所・17 市道0031(久野川橋)					
渋滞箇所・19 県道74号(税務署前)					
危険箇所・D 小田原駅西口駅前広場					
危険箇所・G 県道711号(下大井～国道255号桑原交差点)					
危険箇所・K 県道72号(JR東海道線ガード下)					
危険箇所・M 県道709号(診療所前～中村原)					
危険箇所・O 小田原厚木道路(二宮IC付近トンネル)					
案内の改善・充実	No.21	路線情報、運行情報等の提供の充実	改善の検討、関係者等との調整		
			小田原駅連絡通路内の路面標示等による案内の提供		
	No.23	バス停の案内・サインの改善・統一化	改善の検討、関係者等との調整		
			統一バス停の設置		
No.24	特定の路線、方面の名称変更、工夫等	改善の検討、関係者等との調整			
				デジタルサイネージによる案内の提供	

## おだタク・おだチケ実証事業について

## 1 概要

日中に路線バスの運行していない空白時間帯が生じている地域や、駅・バス停から離れている地域において、地域のニーズと実情に応じた移動支援策を選定するため、令和5年11月から「おだタク・おだチケ実証事業」を実施している。

第2弾の中間検証を踏まえ、事業内容を見直し、令和6年11月から令和7年3月まで「第3弾」の実証事業に取り組んでいる。

## 【実証事業の実施期間】

第1弾	令和5年11月～令和6年3月（5か月間）
第2弾	令和6年4月～令和6年10月（7か月間）
第3弾	令和6年11月～令和7年3月（5か月間） ※現在実施中

## 2 第2弾の中間検証

## (1) 相乗りタクシー「おだタク」

## ア 目的

日中の路線バスの空白時間帯を補完する移動支援策として、誰でも利用できる相乗りタクシーを運行。

## イ 実績

①平均乗車便数（＝利用があった便数／運行週数）

②平均利用者数（＝利用者数／運行週数） [1週当たり]

地区	第1弾(R5.11～R6.3)				第2弾(R6.4～9)			
	運行 日数	運行 便数	平均 乗車便数	平均 利用者数	運行 日数	運行 便数	平均 乗車便数	平均 利用者数
前羽	5日	90便	5.3便	7.6人	2日	26便	3.8便	4.9人
下曾我・ 国府津	—	—	—	—		20便	2.6便	3.1人
片浦※	2日	4便	3.5便	9.2人		22便	11.1便	17.3人

※片浦地区(第1弾)：地域主体のタクシー輸送実績(小田原駅⇒片浦地区の片道運行)

## ③運賃収入

[令和6年4月～9月実績]

	運行委託料 (A)	運賃収入 (B)	収支率 (B/A)
前羽	1,664,640円	57,100円	3.3%
下曾我・国府津	1,917,553円	35,400円	1.8%
片浦	1,445,136円	297,000円	21.0%

## ウ 分析結果

地区	分析結果
前羽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1弾では、地域から路線バスの減便により日中の移動に困っているとの声を聴き、空白時間帯を補完するよう予約制で運行したが、利用者は少なかった。</li> <li>・第2弾で、利用者や地域の意見を踏まえ、改善(予約不要、乗降スポット増設等)したが、利用者数は伸びなかった。</li> <li>・運行ルートについて、地域から「目的地まで直接行きたい」「個人で一般のタクシーを利用したい」との声があった。</li> </ul>
下曽我・国府津	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2弾より、地域から前羽地区と同様に日中の移動に困っている人がいるとの声を聴き、空白時間帯を補完するよう、予約不要で地域のスーパーを経由するルートで運行。</li> <li>・利用者は、第2弾の対象地区で最も少なく、地域のスーパーに設定した乗降スポットの利用は数回のみ。</li> <li>・運行ルートについて、地域から「目的地まで直接行きたい」「個人で一般のタクシーを利用したい」との声があった。</li> </ul>
片浦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2弾から、地域主体のタクシー輸送(小田原駅⇒片浦地区の片道運行)を引き継ぎ週2日のまま、1日11便の往復運行としたことで、平均利用者数は増加。</li> <li>・運行ルートについて、新たに運行した、往路便(片浦地区⇒小田原駅)も利用があった。</li> </ul>

## (2) タクシー・路線バス共通助成券「おだチケ」

### ア 目的

駅やバス停から離れている地域で買い物や通院等、日常の移動に困っている70歳以上の運転免許証をお持ちでない方の移動支援策として、タクシーと路線バスで利用できる共通助成券を配付。

### イ 実績

①申請者数(申請期間：令和6年3月25日～10月18日)

	対象者数(A)	申請者数(B)	申請率(B/A)	配付金額(B×16,800円)
先行地区	3,247人	1,706人	52.5%	28,660,800円
拡大地区	1,358人	431人	31.7%	7,240,800円
	4,605人	2,137人	46.4%	35,901,600円

※対象者数(A・運転免許証非保有者数)=70歳以上人口-運転免許証保有者数

②利用者数・利用金額(利用期間：令和6年4月1日～9月30日)

		タクシー	路線バス	合計
延べ利用者数	4月～9月	12,329人	7,195人	19,524人
	利用割合	63.1%	36.9%	
利用金額	4月～9月	15,011,100円	2,524,000円	17,535,100円
	利用割合	85.6%	14.4%	

・申請者2,137人の利用金額の利用率は**48.8%**、1人当たり平均利用回数は**約9回**

※利用率：48.8% (利用金額17,535,100円÷配付金額35,901,600円)

※一人当たり平均利用回数：約9回(延べ利用者数19,524人÷申請者数2,137人)

### ウ 分析結果

分類	分析結果
利用実績	・配付金額35,901,600円のうち17,535,100円が9月末までに利用され、利用率48.8%。
申請率	・先行地区は、第1弾の申請者に申請不要で送付しており、本市と同様に運転免許証非保有者を対象とする他自治体の申請率(21.4%～73.3%)と比べても低い水準ではない。 ・拡大地区(31.7%)の申請率は、先行地区(52.5%)より低い。
路線バスの利用状況	・交通事業者からは「おだチケが利用促進に繋がっている」との意見がある。 ・路線バスの乗降人数の推移として、富士急モビリティは増加、神奈川中央交通と箱根登山バスは減少の傾向。
対象地区	・先行地区、拡大地区ともに継続を希望。
対象年齢	・高齢者は対象年齢引き下げを求める意見はほとんどなく、ニーズに合っていると考えられる。 ・妊婦への拡大の意見があった。
対象要件	・運転免許証があっても、年齢を重ねていくと移動に困るケースが出てくるため、運転免許証の有無に関わらず、配付を求める意見があった。

### 3 中間検証を踏まえた第3弾での見直し

#### (1) 相乗りタクシー「おだタク」

第2弾で、利用が少なかった運行地区の実証事業を終了し、片浦地区に限定して運行している。

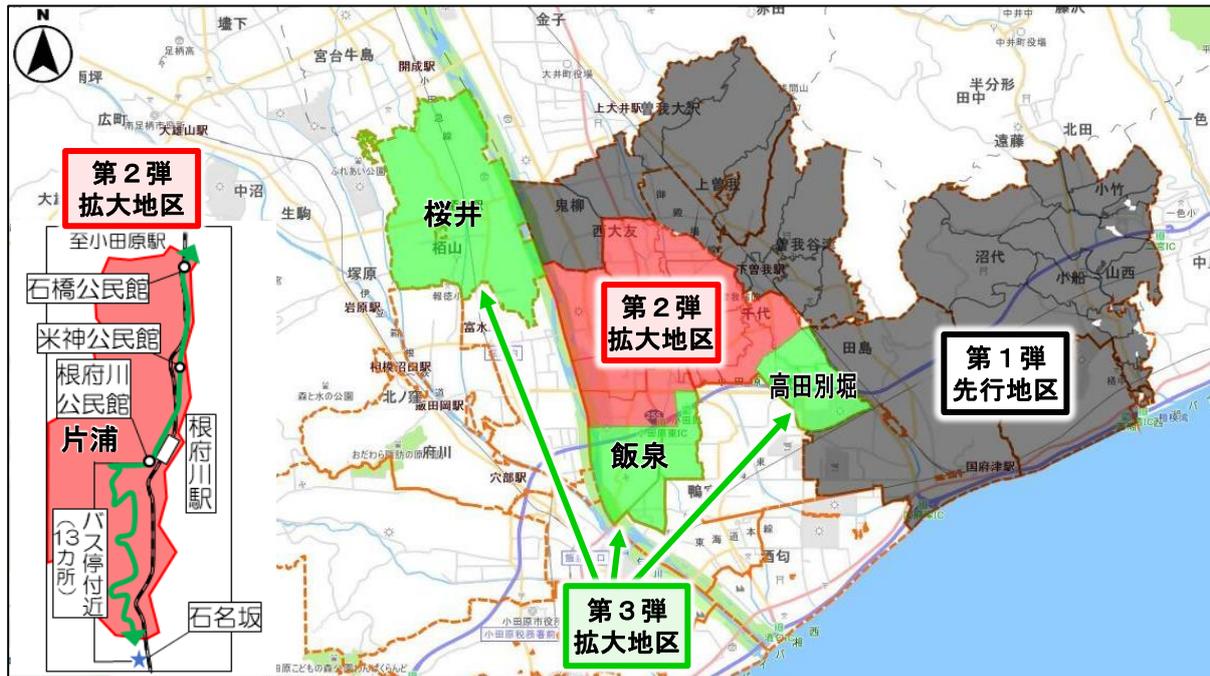
	第1弾 (R5. 11～R6. 3)	第2弾 (R6. 4～10)	第3弾 (R6. 11～R7. 3)
運行地区	前羽	前羽、下曾我・国府津、片浦	<u>片浦</u>
運行日数	週5日	週2日	週2日
利用方法	完全予約制	予約不要(先着順)	予約不要(先着順)
運賃	1便600円(乗車人数に応じて案分)		

#### (2) タクシー・路線バス共通助成券「おだチケ」

日常の移動支援策として有効であることから、対象地区を拡大し検証を行っている。また、片浦地区以外は誰でも利用可能なおだタクの運行を終了したことから、妊婦(定期健診で外出が必要)を対象者に追加し、利用可能なバス路線を拡大している。

	第1弾 (R5. 11～R6. 3)	第2弾 (R6. 4～10)	第3弾 (R6. 11～R7. 3)
対象地区	曾我、下曾我、国府津、前羽、橘北	曾我、下曾我、国府津、前羽、橘北、片浦、豊川(一部)、上府中(一部)	曾我、下曾我、国府津、前羽、橘北、片浦、 <u>豊川(全域)</u> 、 <u>上府中(全域)</u> 、 <u>桜井</u>
対象者	75歳以上 運転免許証非保有者	70歳以上 運転免許証非保有者	①70歳以上 運転免許証非保有者 ②妊婦
利用できるバス事業者・路線	富士急モビリティ 神奈川中央交通 箱根登山バス	対象地区内の路線のみ利用可能	乗り継ぎ等、 <u>対象地区以外の路線でも利用可能</u> ※一部路線は利用不可
助成金額	富士急モビリティや神奈川中央交通は高齢者定期券等の購入で全路線利用可能 一人あたり、2,400円/月相当		

(3) 事業地区(地区自治会連合会の区域)



相乗りタクシー「おだタク」  
 第1弾 前羽  
 第2弾 前羽+下曾我・国府津+片浦  
 第3弾 片浦

共通助成券「おだチケ」  
 第1弾 黒  
 第2弾 黒+赤  
 第3弾 黒+赤+緑